令和８年１０月２３日
古 河 市 契 約 検 査 課

契約保証及び前払金保証に係る電子保証について

建設工事及び建設コンサルタント業務に関して、電子化された保証証書による提出を可能としますのでお知らせいたします。

なお、電子保証による提出をする場合は、下記事項にご留意の上ご対応くださいますようお願いいたします。

記

１　保証証書の提出又は寄託に代わる措置

保証証書の提出又は寄託に代えて講ずることができる電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め、発注者の認める措置は次のとおりとする。

○　受注者が保証事業会社との間で保証契約を締結したものであって、電子証書閲覧可サービス上にアップロードされた保証証書を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報等を用いて当該保証証書を閲覧する方法。

２　手続きの方法

別紙のとおりとする。

３　対象案件

令和８年 10 月 23 日以降に契約する建設工事及び建設コンサルタント業務に適用する。

４　その他

（１）従来の紙による保証証書の提出も可能とします。

（２）ＰＤＦに変換された保証証書を電子メール等により提出する方法は対象外とします。

別紙

電子保証による場合の手続きについて

１　保証契約について（フロー図の１～２）

保証事業会社との間で、電子保証により保証契約を締結してください。

なお、手続きの方法については、保証事業会社にお問い合わせください。

２　認証キーの提出について（フロー図の５）

保証契約を締結すると、保証事業会社から認証キー等が通知されます。

発注者に認証キー等が記載されたＰＤＦ形式のデータを電子メールで送信してください。

発注者は認証キーを使って保証契約の内容を確認します。（フロー図の６）

▼提出先について

【契約保証】

・入札案件　→　契約検査課

・随意契約　→　発注担当課

【前払金・中間前払金保証】

・入札案件、随意契約案件　→　発注担当課

